東京大学大学院総合文化研究科規則

昭和５８年４月１９日
評議会可決
沿革

（目的）

第１条　この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）中、各研究科において定めるように規定されている事項及び東京大学大学院総合文化研究科（以下「本研究科」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

２　本研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、この規則に定めるもののほか、本研究科教育会議（以下「教育会議」という。）及び各専攻会議の議を経てこれを定める。

（教育研究上の目的）

第１条の２　本研究科は、学際性および国際性を教育・研究の柱として専門分野についての深い理解の上に立った領域横断的研究による知の創成をめざし、確かな教養に支えられた総合的判断力をもって現代の社会と科学技術の様々な課題に取り組む能力をもち、教育・研究の分野のみならず社会の実践的分野においても国際的に指導的役割を果たすことのできる人材を養成することを目的とする。

２　各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

（教育プログラム）

第２条　本研究科において、学位の授与を目的として、次の各号に定める教育プログラムを実施する。

(1)　「人間の安全保障」プログラム
(2)　欧州研究プログラム
(3)　グローバル共生プログラム
(4)　多文化共生・統合人間学プログラム
(5)　国際人材養成プログラム
(6)　国際環境学プログラム

２　前項のほか、本研究科において、次の各号に定める教育プログラムを実施する。

(1)　科学技術インタープリター養成プログラム
(2)　日独共同大学院プログラム
(3)　英語教育プログラム

３　前２項の教育プログラムの実施・運営に関し必要な事項は、別に定める。

（学期）

第２条の２　学年を４学期に分ける。

２　各学期の期間は、学則第４１条第３項により別に定められるところによる。

（修士課程の修了要件）

第３条　修士課程の修了要件は、学則第５条第１項の定めるところによる。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として１年以上在学すれば足りるものとする。

２　前項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

（博士後期課程の修了要件）

第４条　博士後期課程の修了要件は、学則第６条第１項の定めるところによるものとし、本研究科で定めた所要科目を２０単位以上修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、特例として次の各号に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

(1)　修士課程に２年以上在学し当該課程を修了した者　１年

(2)　前条第１項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者　修士課程における在学期間を含めて３年

(3)　学則第１６条第２項第７号及び第８号の規定により入学した者　１年

（特別審査）

第５条　教育会議は、前条のただし書の特例を審議するときは、次条の特別審査委員会を設け、その審査に当たるものとする。

２　前項の特別審査については、専攻長から教育会議に提議するものとする。

（特別審査委員会）

第６条　特別審査委員会は、本学学位規則第７条に定める審査委員会委員のほかに、研究科長の指名する必要な審査委員若干名を加えたものとする。

（教育課程）

第７条　授業科目及び単位数は、別表１及び別表２の定めるところによる。ただし、教育会議の議を経て、別段の定めをすることができる。

２　授業科目の単位数は、講義については１５時間、演習については３０時間、実験又は実習については４５時間の授業時間をもって１単位とする。

３　学生が標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学則第２条７項に定めるところにより、教育会議の議を経て、これを認めることができる。細則については別に定める。

（履修方法）

第８条　修士課程においては、指導教員の指示に従い、その所属する専攻の科目のうちから１６単位以上を修得しなければならない。

２　前項の科目のほか、指導教員の承認を得て、他の専攻、第２条第１項に定める教育プログラム、他の研究科、教育部、学部及びグローバル教育センターの科目を履修し、修士課程の単位とすることができる。ただし、学部及びグローバル教育センターの科目は合わせて８単位を限度とする。

３　第２条第１項に定める教育プログラムを履修する者の履修方法は、別に定める。

第９条　博士後期課程においては、指導教員の指示に従い、その所属する専攻の科目の中から８単位以上を修得しなければならない。
２　前項の科目のほか、指導教員の承認を得て、他の専攻、第２条第１項（第２号を除く。）に定める教育プログラム、他の研究科、教育部及び医学部医学科の科目を履修し、博士後期課程の単位とすることができる。
３　修士課程において３０単位を超えて履修した者は、指導教員の承認を得てその超過単位数の中８単位を限度として、博士後期課程の単位とすることができる。
４　第２条第１項（第２号を除く。）に定める教育プログラムを履修する者の履修方法は、別に定める。

（他の大学の大学院又は研究所等における研究指導）

第１０条　学則第１２条に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導は、指導教員の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。
２　前項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

（履修科目届）

第１１条　学生は、指導教員の指導を受けて、履修しようとする科目を定め、指定の期間内に、所定の様式により届け出なければならない。

（受験届）

第１２条　学生は、履修した科目について単位を修得しようとするときは、指定の期間内に、所定の様式により受験届をしなければならない。

（試験）

第１３条　試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員は、平常の成績又は小論文等をもって試験に代えることができる。
２　前項のほか、特に必要な場合は、教育会議の議を経て、追試験を行うことができる。

（学位論文）

第１４条　学生は、指導教員の指導を受けて、指定の期間内に学位論文を研究科長に提出するものとする。

（最終試験）

第１５条　最終試験は、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者についてこれを行う。

（学位の授与）

第１６条　学則第５条第１項に定める修了要件を満たした者には、修士（学術）の学位を授与する。
２　前項の場合において、第２条第１項に定める教育プログラムを履修する者については、次の各号に定める学位を授与する。
(1)　第２条第１項第１号におけるプログラムを修了した者には、修士（国際貢献）の学

位を授与する。ただし、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士の学位論文の審査に代えることができる。この場合において、前２条中「学位論文」とあるのは、「特定の課題についての研究の成果」と読み替えるものとする。

(2)　第２条第１項第２号におけるプログラムを修了した者には、修士（欧州研究）の学位を授与する。

(3)　第２条第１項第３号及び第５号におけるプログラムを修了した者には、修士（グローバル研究）の学位を授与する。ただし、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士の学位論文の審査に代えることができる。この場合において、前２条中「学位論文」とあるのは、「特定の課題についての研究の成果」と読み替えるものとする。

(4)　第２条第１項第４号におけるプログラムを修了した者には、修士（統合人間学）の学位を授与する。ただし、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士の学位論文の審査に代えることができる。この場合において、前２条中「学位論文」とあるのは、「特定の課題についての研究の成果」と読み替えるものとする。

(5)　第２条第１項第６号におけるプログラムを修了した者には、修士（環境科学）の学位を授与する。

第１７条　学則第６条に定める修了要件を満たした者には、博士（学術）の学位を授与する。

２　前項の場合において、第２条第１項に定める教育プログラムを履修する者については、次の各号に定める学位を授与する。

(1)　第２条第１項第１号におけるプログラムを修了した者には、博士（国際貢献）の学位を授与する。

(2)　第２条第１項第３号及び第５号におけるプログラムを修了した者には、博士（グローバル研究）の学位を授与する。

(3)　第２条第１項第４号におけるプログラムを修了した者には、博士（統合人間学）の学位を授与する。

(4)　第２条第１項第６号におけるプログラムを修了した者には、博士（環境科学）の学位を授与する。

（専攻の変更）

第１８条　専攻の変更は、１年以上在学し、かつ、特別の事情がある場合に限り、教育会議の議を経て許可することがある。

２　専攻を変更した者の変更後の専攻の修業年限は、教育会議の議を経て、これを定める。

３　専攻を変更した者が変更前の専攻において修得した単位は、指導教員の認定により、第８条又は第９条に規定する単位に算入することができる。

（入学資格）

第１９条　修士課程に入学することのできる者は、学則第１６条第１項（第８号を除く。）の定めるところによる。

２　博士後期課程に入学することのできる者は、学則第１６条第２項各号の定めるところ

による。
３　前項の場合において、学則第１６条第２項第７号及び第８号の入学資格に関する規定を適用し、その資格要件を認定する基準は、別に定める。
（転入学及び転科）
第２０条　学則第２３条に定める転入学及び第２４条に定める転科の受け入れについては、別に定める。
（再入学）
第２１条　修士課程又は博士後期課程を中途で退学した者で当該専攻に再入学を志願するものについては、教育会議の議を経て、これを許可することができる。
２　再入学者の修業年限は、教育会議の議を経て、これを定める。
３　再入学者が退学前の専攻において修得した単位は、指導教員の認定により、第８条又は第９条に規定する単位に算入することができる。
（修士入学）
第２２条　本学大学院において修士の学位を得た者で、更に修士課程に入学を志願する者の選抜については、新たに入学を志願する者の例による。ただし、この場合においては、教育会議の議を経て、入学試験の一部を免除することができる。
２　前項により入学した者については、教育会議の議を経て、在学期間を１年とすることができる。
３　第１項により入学した者が前に在学した専攻において修得した単位は、指導教員の認定により、第８条に規定する単位に算入することができる。
（博士入学）
第２３条　本学大学院において博士の学位を得た者で、更に博士後期課程に入学を志願する者の選抜については、第２２条第１項の規定を準用する。
２　前項により入学した者については、教育会議の議を経て、在学期間を２年とすることができる。
３　第１項により入学した者が前に在学した専攻において修得した単位は、指導教員の認定により、第９条に規定する単位に算入することができる。
（特別研究学生）
第２４条　学則第３２条に定める特別研究学生の受入れは、当該学生の所属する大学の大学院又は研究科の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。
２　前項に定めるもののほか、特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。
（大学院研究生）
第２５条　大学院研究生については、学則及び東京大学大学院研究生規則によるもののほか、その取扱いの細目については、本研究科において別に定める。

附　則

1　この規則は、昭和６３年４月１９日から施行し、昭和６３年４月１日から適用する。
2　社会学研究科から本研究科へ移行した学生の在学年限及び休学期間は、当該学生が社会学研究科文化人類学専攻の修士課程又は第１種博士課程に入学したときから通算する。
3　社会学研究科から本研究科へ移行した学生の社会学研究科在学中に修得した単位は、本研究科文化人類学専攻において修得したものとみなす。
4　前２項及び学則に定めるもののほか、文化人類学専攻の社会学研究科から本研究科への移行に伴う経過措置については、委員会において別に定める。

附　則

1　この規則は、平成６年４月１９日から施行し、平成６年４月１日から適用する。
2　理学系研究科相関理化学専攻及び科学史・科学基礎論専攻の本研究科への移行に伴い、本研究科へ移行した学生の在学年限及び休学期間は、当該学生が理学系研究科に入学したときから通算する。
3　前項の学生が理学系研究科在学中に修得した単位は、本研究科広域科学専攻において修得したものとみなす。
4　前２項及び学則に定めるもののほか、理学系研究科相関理化学専攻及び科学史・科学基礎論専攻の本研究科への移行に伴う経過措置については、委員会において別に定める。

附　則

1　この規則は、平成８年４月１日から施行する。
2　平成８年３月３１日以前に第１種課程の修士課程又は第１種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成８年４月１日から修士課程又は博士後期課程に所属するものとする。

附　則

1　この規則は、平成８年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は別に定める。

附　則

1　この規則は、平成１２年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成１３年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成１４年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成１５年４月１日から施行する。
2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

2　この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１６年４月２０日から施行する。

附　則（抄）

1　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則（抄）

1　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年6月２８日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年１１月２９日から施行し、改正後の東京大学大学院総合文化研究科規則の規定は、平成２４年１０月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年６月２３日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年１１月１６日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和８年１月２３日東大規則第２９号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月１２日東大規則第６１号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別表１　修士課程及び博士後期課程科目表

別表２（第２条第２項関係）　教育プログラム科目表

沿革

東京大学大学院総合文化研究科規則

体系情報

□第３編　学務
　▽第２章　大学院

沿革情報

◆昭和５８年０４月１９日　評議会可決
◇昭和６０年０４月０５日
◇昭和６２年０４月０１日
◇昭和６２年０４月２１日
◇昭和６３年０４月０１日
◇昭和６３年０４月１９日
◇平成０２年０４月０１日
◇平成０３年０４月０１日
◇平成０４年０４月０１日
◇平成０５年０４月０１日
◇平成０６年０４月１９日
◇平成０７年０４月０１日
◇平成０７年１１月２１日
◇平成０８年０４月０１日
◇平成０９年１０月２１日
◇平成１２年０４月０１日
◇平成１３年０４月０１日
◇平成１３年０７月１０日
◇平成１４年０３月２９日
◇平成１５年０４月０１日
◇平成１６年０３月３０日
◇平成１６年０３月３１日
◇平成１６年０４月２０日
◇平成１７年０３月１７日
◇平成１７年０８月２９日

◇平成１８年０１月３０日
◇平成１８年０２月２８日
◇平成１９年０２月２０日
◇平成１９年０８月０９日
◇平成２０年０２月１９日
◇平成２１年０２月０５日
◇平成２２年０３月０８日
◇平成２３年０２月２２日
◇平成２４年０２月２１日
◇平成２４年０６月２８日
◇平成２４年０９月１１日
◇平成２４年１１月２９日
◇平成２５年０２月１９日
◇平成２６年０２月１７日
◇平成２７年０２月１７日
◇平成２８年０２月１６日
◇平成２８年０６月２３日
◇平成２９年０１月２３日
◇平成３０年０２月２８日
◇平成３１年０２月０５日
◇令和０２年０２月１３日
◇令和０３年０３月１６日
◇令和０４年０３月０７日
◇令和０５年０１月２０日
◇令和０５年１１月１６日
◇令和０６年０２月０５日
◇令和０８年０１月２３日
◇令和０８年０３月１２日